

○尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例

平成18年6月26日

条例第27号

改正 令和元年12月23日条例第35号

尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例（平成9年尾鷲市条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 木工技術の振興と後継者の育成に寄与するため、尾鷲市木工振興作業施設（以下「作業施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 作業施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 あすなる工房

位置 尾鷲市大字大曾根浦字向地15番地の1

（使用時間）

第3条 作業施設の使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 作業施設は、無休とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に休館日を定めることができる。

（使用の許可）

第5条 作業施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、作業施設の使用を許可しない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2） 施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

（3） 営利を目的として使用するおそれがあると認められるとき。

(4) その他作業施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第6条 作業施設の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に作業施設を使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、作業施設の使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) その他作業施設の管理上特に必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により使用者が被った損害については、賠償の責を負わない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、作業施設の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償補償義務)

第12条 使用者は、故意又は過失により作業施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月23日条例第35号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

	使用区分	使用料
半日使用	大人	200円
	高校生	100円
	小学生及び中学生並びにこれらに準ずるもの	50円
	各種団体	1,300円
1日使用	大人	400円
	高校生	200円
	小学生及び中学生並びにこれらに準ずるもの	100円
	各種団体	2,600円

備考 作業施設の使用時間は、4時間以内を半日使用、4時間を超える場合を1日使用とするものとする。